

令和8年度 仁淀川町集落支援員業務委託事業  
公募型プロポーザル募集要領

## 1. 事業の概要

### (1) 事業の目的

本事業は、集落支援員に関する事業を外部に委託することで、過疎地域等の集落の維持・活性化を促進することを目的とする。

### (2) 事業内容

別添仕様書のとおり

### (3) 事業期間

令和8年5月11日（月） から 令和9年3月31日（水）まで

### (4) 見積限度額（消費税額及び地方消費税額を含む。）

13,333,000円

## 2. 審査委員会の設置

プロポーザルの審査を公平に行い、契約の相手方となる候補者及び次点者を選考するために「令和8年度仁淀川町集落支援員業務委託事業公募型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置します。

## 3. 参加資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。

- (1) 集落支援員についての知見及びノウハウを有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 公募開始の日から契約締結日までの間のいずれの日も、国、県、仁淀川町及び他の地方公共団体のいずれからも指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 「仁淀川町暴力団排除条例」に基づく指名停止措置を受けていないこと  
又は、同条例第6条に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- (5) 市町村税、県税及び国税の滞納がないこと。
- (6) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続き開始の申立てをしている者でないこと。

#### 4. 質疑と回答

質疑は、令和8年4月7日（火）午後4時（厳守）まで

別紙様式により電子メールで受け付けます。電話により受付完了の確認をしてください。

電子メール：[kikaku@town.niyodogawa.lg.jp](mailto:kikaku@town.niyodogawa.lg.jp)

質疑と回答の内容は、令和8年4月10日（金）午後5時までに仁淀川町役場のホームページに掲載します。

#### 5. 参加申込及び参加要件の確認

プロポーザルに参加したい事業者は、参加申込書（別紙様式1）に資格要件確認書類（別紙様式2-1及び別紙様式2-2）を添えて申込してください。

様式番号	提出書類の名称	規格	部数
別紙様式1	参加申込書	A4縦	1部
別紙様式2-1	資格要件確認書(概要)	A4縦	1部
別紙様式2-2	資格要件確認書(業務実績)	A4縦	1部

##### (1) 参加申込書

- ①提出方法：持参、又は郵送（書留郵便、又は配達証明に限る）
- ②提出期限：令和8年4月13日（月）午後4時必着
- ③提出先：〒781-1592 吾川郡仁淀川町大崎200番地  
仁淀川町役場 企画振興課（担当：西岡）

##### (2) 資格要件の確認

参加申込者から提出のあった参加申込書と関係書類の確認が完了した後、確認結果を令和8年4月15日（水）までに申込者へ電子メールにて通知します。

##### (3) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

- ①参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（町の閉庁日を除く。）以内に、書面により、町長に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができる。
- ②町長は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（町の閉庁日を除く。）以内に書面にて回答します。

## 6. 企画提案書の作成要領

### (1) 企画提案書の提出

- ① 提出方法：持参、郵送（書留郵便、又は配達証明に限る）
- ② 提出期限：令和8年4月21日（火）16時必着
- ③ 提出先：〒781-1592 吾川郡仁淀川町大崎200番地  
仁淀川町役場 企画振興課（担当：西岡）  
TEL 0889-35-1082 FAX 0889-35-0571

### (2) 提出書類

企画提案書は次に掲げる書類で構成し、6部（正本1部、副本5部）を提出すること。審査の公平性、透明性等を確保するため、企画提案書については社名等を正本（1部）のみに記載し、他の5部には社名等を表示しないこと。

番号	提出書類の名称	規格及び制限枚数	備考
1	企画提案書表紙	A4・自由（任意様式）	
2	企画提案書	A4・自由（任意様式）	
3	見積価格	A4・自由（任意様式）	見積価格
4	その他参考資料	A4・自由（任意様式）	その他参考資料

### (3) 提出書類の作成方法

- ① A4縦片面(A3判の折り込み可)15枚以内(表紙除く)にまとめること。カラー可。
- ② 表紙を除いて、文字の各ページには、ページ番号をつけること。
- ③ 1~4は順番に重ね、1組ごと左上一箇所をホチキス留めして提出すること。

### (4) 企画提案にあたっての留意事項

- ① 企画提案書は1事業者1提案とする。
- ② 提出後の企画提案書等の修正等は、提出期限内のみ可能とする。
- ③ 企画提案書の分割提出は認めない。
- ④ 企画提案書は具体的且つ簡潔に記載する。文章を補充するために必要なイラスト、イメージ図等の使用は可能とする。
- ⑤ 提出された企画提案書が次項に該当するときは無効になる場合がある。
  - ア 虚偽の内容が記載されているもの
  - イ 企画提案書の内容や提案方法等が本要領の規定に適しないもの
- ⑥ 審査にあたり、追加書類の提出を求める場合がある。

## 7. 審査

別途定める「令和8年度仁淀川町集落支援員業務委託事業公募型プロポーザル審査要領」に基づき実施します。

## 8. 審査結果

審査結果は、令和8年5月1日（金）までに、全ての参加者に文書で発送します。

## 9. 日程

令和8年	3月31日（火）	募集要領の公示
令和8年	4月7日（火）	質疑書の提出締切（午後4時まで）
令和8年	4月13日（月）	参加申込及び資格確認書類提出締切（午後4時まで）
令和8年	4月21日（火）	企画提案書の提出締切（午後4時まで）
令和8年	4月28日（火）	予定 審査委員会
令和8年	5月1日（金）	予定 審査結果通知発送

## 10. お問い合わせ先

〒781-1592 吾川郡仁淀川町大崎 200 番地  
仁淀川町役場 企画振興課（担当：西岡）  
TEL 0889-35-1082 FAX 0889-35-0571  
Mail kikaku@town.niyodogawa.lg.jp

## 11. 提出書類の取扱い

- （1）提出された書類は返却されません。
- （2）提出された企画提案書は、仁淀川町情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条第7条第1項第6号の規定により非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙様式3により提出ください。
- （4）契約者以外の企画提案書の内容については、提案者の承諾なしに利用することはありません。

## 12. その他

- (1) 参加申込提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出してください。辞退することによって、今後の仁淀川町との契約について不利益な取扱いをすることはありません。
- (2) 企画提案書に要するすべての費用は参加者の負担とします。
- (3) 次の各号に該当した場合、参加者は失格になる場合があります。
  - ①提出書類に不備があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
  - ②審査委員、町職員又は当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに係る不当な接触の事実が認められた場合